

要 望 書

平成25年7月

公益社団法人 全国都市清掃会議

目 次

I	平成25年度定時総会における決議	1
II	要望事項	
第1.	廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に関する要望	2
1.	財政措置について	
2.	交付金の交付率の引き上げについて	
3.	交付要件の緩和・交付対象事業の拡大について	
4.	廃止した焼却施設の解体工事に係る財政支援について	
5.	災害対応も念頭においた強靱な一般廃棄物処理システムの確保にむけた財政的な支援	
6.	災害等廃棄物処理事業について	
7.	生ごみと下水汚泥の混合メタン発酵処理を行う施設整備の促進について	
8.	灰溶融固化設備について	
9.	し尿処理施設整備について	
10.	一般廃棄物最終処分場の維持管理及び廃止に対する財政的・技術的支援について	
11.	財政支援制度について	
第2.	リサイクル関連法の推進に関する要望	7
1.	容器包装廃棄物の3Rの円滑な推進について	
2.	家電リサイクルの円滑な推進について	
3.	食品リサイクルの推進について	
4.	廃棄物の発生抑制及びリサイクルのための施策の推進について	
第3.	適正処理困難廃棄物対策の促進に関する要望	16
1.	法整備の推進について	
2.	追加指定について	
3.	処理ルート構築について	

9. し尿処理施設整備について

し尿処理に係る施設については、汚泥再生処理センターでの有機性廃棄物の処理、リンの回収等が交付対象の要件となっているが、し尿処理施設から排出される脱水汚泥が農地等に還元利用されている状況にあることから、農業集落排水汚泥を併せて処理するし尿処理施設の整備についても交付対象とすること

10. 一般廃棄物最終処分場の維持管理及び廃止に対する財政的・技術的支援について

埋立が終了した一般廃棄物最終処分場は、埋め立てられた廃棄物が安定化するまでの間、長期間にわたる維持管理が必要となることから、複数の最終処分場を管理する市町村にあっては、維持管理費用の増加、技術職員の確保が喫緊の課題となっており、維持管理に支障が生じることが懸念される状態となっている。

については、市町村が最終処分場を廃止するまでの間、継続して維持管理できるように一般廃棄物最終処分場の維持管理及び廃止に対する財政的・技術的支援を行うこと

11. 財政支援制度について

近年、我が国の近隣諸国を始めとする地球規模での環境破壊が、取り沙汰されている中で、環境保全に関して先駆的に取り組んでいる施設に対しては、財政支援措置を検討すること

第2. リサイクル関連法の推進に関する要望

1. 容器包装廃棄物の3Rの円滑な推進について

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に係る法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）が、平成18年6月に改正され、リサイクルは進展したが、新たな見直しの時期を迎え、循環型社会の形成に向けて容器包装廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用への取組等について引続き要望する。

(1) 2Rの一層の推進

ごみの減量と環境負荷の低減には、循環型社会形成推進基本法の理念のとおり、リサイクルよりも発生抑制・再使用を優先させることが重要であり、2R（発生抑制・再使用）を推進する仕組みを全国的に構築すること

- ① 消費者の意識をごみの持ち帰り及び適正排出へと導き、飲料容器等の散乱の防止や自治体の再資源化経費等の低減を図るためにも、デポジット制度を早期に導入すること
- ② 循環型社会を推進するためには、リターナブル容器の使用を増やしてごみ（資源ごみ）総量の発生を抑制することも必要であることから、飲料用容器等の規格化によるリターナブル容器の普及拡大など、製造・販売業者によるリターナブル容器の生産、流通、使用、回収等を促進するシステムを構築すること
- ③ ガラス製容器のリターナブル、リサイクルを促進するため、色、形状の規格の統一や識別表示を義務化すること
- ④ レジ袋の安易な配布を抑制するためには、レジ袋を有料化して、経済的インセンティブを働かせることが最も効果的である。一部のスーパーなどの努力はみられるが、小売店の自主性に任せては、顧客の他店への流出を懸念して、有料化はなかなか進まない。
については、レジ袋配布について有料化を含む実効性のある仕組みを義務付ける等の制度の導入を図ること
- ⑤ ワンウェイ容器等の製造・販売や、過剰包装を抑制する法令を整備すること

(2) 関係者の役割分担の見直し

容器包装リサイクル制度においては市区町村への資金拠出制度により一定の改善が図られたが、依然として市区町村にとって負担感が重く、その費用は市区町村の財政を圧迫している。

については、生産から消費、廃棄の過程においてより潤滑に資源が循環するシステムを構築するために

- ① 市区町村と事業者の経費を含めた役割分担についての見直しを行うなど、市区町村に負担のかかる現在の制度を改め 市区町村に配慮したより良い廃棄物・リサイクル制度を構築すること
- ② 容器包装廃棄物の発生抑制に向けて、事業者に対して、簡易包装化の推進を指導するとともに、収集運搬及び圧縮・梱包等の中間処理に係る経費について一定の負担を課すこと
- ③ 法の適用を免除されている事業者に係る再商品化費用については市区

町村の負担ではなく事業者の負担とすること

- ④ 住民が分別排出しやすいよう、容器包装を製造する事業者に対し、分別及びリサイクルが容易な製品開発や消費者の分別排出に係るインセンティブ導入の義務付けなど、生産から消費、廃棄の過程において資源が一層容易に循環するシステムを構築すること

(3) 容器包装廃棄物への識別表示

容器包装リサイクル法に基づく分別収集を推進するためには、市民の協力が不可欠であるが、現行の識別表示に対し市民（消費者）が確認しにくい旨の指摘が多数あるほか一部事業者が誤った識別表示をしていることから、市民（消費者）の分別・排出に支障をきたしている。容器包装廃棄物の再商品化促進のためには、適正な分別排出が不可欠であることから、市民（消費者）が明瞭に判断できる表示とすること

- ① 指定表示事業者へ適正な表示を徹底させるよう指導すること
- ② 表示義務の範囲を拡大すること
- ③ 識別マークについては表示箇所の統一やサイズを大きくすること

(4) 対象範囲の見直し

容器包装以外の製品など、容器包装と同一素材であっても使用者や用途により、法の対象外となるものが多数ある。これは、市民が分別排出するうえで、非常に分かりづらく不適物の混入にもつながるものである。

については、同一の素材であれば同一の再商品化ができるよう、対象範囲を消費者の観点から見直し、わかりやすい制度とすること

(5) プラスチック製容器包装廃棄物のリサイクルの促進

1) 引取品質基準

平成 18 年 6 月に容器包装リサイクル法が形成され、法に定める基本方針において、自治体における分別収集の質の向上が明記された。こうした中で、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会は、「引取品質ガイドライン」に基づく評価方法により品質調査を行っているが、引取基準が一律であるため、品質そのものを示す容器包装比率は高いにもかかわらず、評価項目間の配点、収集袋の破袋度などの評価基準の変更により、評価結果が低下し、自治体はその改善のための対応を強いられる結果となっている。

については、

- ① 各再商品化手法によって求められる品質は異なるはずであるため、現在は一律となっている「引取品質ガイドライン」及び「資金拠出制度に

における「容器包装廃棄物比率要件」について、各商品化手法ごとの基準を定めること

- ② 品質には直接の影響の少ない収集袋の破袋度や効率的な分別収集のために使用している自治体指定の収集袋の異物扱いなどの評価方法を見直すこと

2) 再商品化手法

現行の入札制度をさらに改善することで、実施市区町村が地域の処理力・実情に見合ったブロック制を含めた再商品化手法を選択できるようにすること

3) 取組状況の公表

特定容器包装多量利用事業者が毎年度主務大臣に対して行う、容器包装を用いた量及び容器包装廃棄物の排出抑制を促進する取り組み状況の報告について公表すること

4) プラ製容器包装のガイドライン（具体的判断の目安）の見直し

CDを購入した際のプラ容器について、複数のCDが入っていたケースはプラ製容器包装になるが、個別ケースはプラ製容器包装対象外であったりし、住民にとっては分別が難しいケースがある。

については、プラ製容器包装のガイドライン（具体的判断の目安）の見直しを行うこと

5) 事務所や学校等から排出されるプラスチック製容器包装の取扱い

これらの廃棄物は、従業員若しくは職員や生徒の昼食等により日常生活の一環として排出されることが多く、家庭から排出されるものと質・量とも変わらない。そのため、これらを容器リサイクル法の対象とすることで、ごみの減量・再資源化を推進することができるうえ、最終処分場への埋め立て量の減量に資することができる。

については、事務所や学校等から排出されるプラスチック製容器包装についても、容リ法の対象とすること

(6) 容器包装以外のプラスチック製廃棄物

1) 資源化品目の拡大

容器包装以外のプラスチック製廃棄物について、容器包装プラスチックと同一素材であっても指定法人ルート（容器包装リサイクル法の再商品化

ルート)に乗せられないため、焼却・埋立てなどの処理を行わざるを得ない状況となっている。

については、現在対象となっていないクリーニング袋などについて容器包装リサイクル法の見直しの中で、資源化が図られるように制度の見直しを行うこと

2) いわゆる製品プラの回収・リサイクル

容器包装リサイクル法の対象となっていないプラスチック製品については、市町村の負担において収集のうえ、処分又はリサイクルを行っている。更なる循環型社会を形成するためには、プラスチック製品について、市民にわかりやすい分別の促進と資源の有効利用を図ることが重要である。また、事業者の排出抑制等の更なる3Rを推進するためには、拡大生産者責任の考え方を踏まえた事業者中心のリサイクルシステムを構築する必要がある。

については、更なる循環型社会の形成のため、プラスチック製品の回収・リサイクルを事業者に義務付ける等、抜本的な制度見直しを行うこと

(7) プラスチック製容器包装における白色トレイの取扱いについて

プラスチック製容器包装における白色トレイは、収集を行う自治体の判断で、「発泡スチロール製食品トレイ」として分別収集を行うことも可能とされ再商品化がすすめられてきた。しかし、再商品化事業者による競争性がないことから、平成24年度の再商品化落札価格は急騰し、前年度の8倍以上となった。

については、白色トレイについて、プラスチック容器包装の一部として適切なコストで再商品化が行われるよう措置すること

2. 家電リサイクルの円滑な推進について

(1) 家電リサイクルの見直し

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）に基づく家電リサイクル制度のあり方について、引き続き廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用の観点から、より抜本的な検討をすることを要望する。

1) 廃家電製品の再商品化等費用の徴収方法の見直し

家電製品の再商品化等費用については、廃棄時に負担することとなっているが、当該費用の負担のみならず廃棄にかかる手間も消費者にとって負担要因となっており、近年蔓延している違法な不用品回収業者の問題など